

所勘、有限沙汰等令遁避之事、甚太奇恠事也」と、限りある沙汰を遁避するといふ動きがあることを伝え、さらに、「就中於入来郡者、有公驗限、難為坪々、以往之間、全以令知沙汰人、過來候条、所軽罪科也」と、とくに入来郡(院)においては沙汰人に全く無断で耕作し、所勘に従おうとしないというのである。ここにも課役遁避が表面化しているのである。

(c)さらにまた、安元元年(一一七五)八月に薩摩国衙に下した右近衛府牒<sup>(4)</sup>によれば、牛屎院において院司太秦氏にたいし、「今亦国光出来之致妨之条、無其謂」といふ動きがあったことを伝えている。国吉といふのは、郡山良光氏の指摘<sup>(5)</sup>に従えば、「肥後国領主」ともいわれた肥薩両国にまたがって勢力を張った大領主であった。この国吉の乱妨は、新来の院司太秦氏の支配に対抗した伝統的支配との軋轢ととらえうるものである。

このように、十二世紀の薩摩の情況から把握しうるのは、私領寄進によってその地位保全を図るとともに一層の所領拡大にあたる在地領主層の広汎な成立ではなく、その有する勸農権をはじめとする支配権を空洞化されかねない、その地歩の不安定な現任郡院司の情況であろう。また叙上のごとき情況は、十二世紀の薩摩にのみみられたものではなく、日向・大隅にもあらわれていたとしなければならぬ。つまり、十二世紀の情況は、島津荘の寄郡に結集していた多くの郡院司にとって、下地進止権をもつような在地領主化への道は、なお今後に模索されねばならない課題としてあったのである。

## 注

(1)この地のこの時代の在地の情勢、とくに領主化運動については、石母田

正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(『古代末期政治史序説』

下巻所収)がある。

(2)『平安遺文』第五卷二二七号。

(3)『旧記雑録』前編一、第一卷二三号。『平安遺文』第五卷二二三二号。

(4)『旧記雑録』前編一、第一卷五一号の一。『平安遺文』第七卷三七〇五号。

(5)郡山良光氏は、国吉についてつぎのようにのべている。「檜前姓篠原氏であり、郡院司と対等の別名の名主である。(中略)出水郡野田村篠原安孝氏の所蔵系図によれば、国吉の弟萩崎三郎国重は建久の御家人交名に名をつらね、息男国明は阿蘇大宮司の婿であり、一族は温浦・二見・佐敷・水俣等肥後国葦北郡一带をおさえていた領主である。大隅国菱刈郡司の庶流曾木文書(加治木町、故曾木豊二氏所蔵)の残簡にも、国吉は「肥後国領主」とあるように、肥薩両国にまたがって勢力を張っていた大領主である」と(鹿兒島県短期大学「研究紀要」創刊号)。

## 〔付記〕

本稿は昭和五十八年度鹿兒島県育英財団学術奨励研究「薩隅における荘園制形成過程の研究」の一部である。

特色を探ることによって、別符(名)というものが十一世紀の府官系官人による開発と深い結びつきをもってあらわれるということを描した。この別符は大宰府管内では、現代までも各地に地名として残すほどに特徴的にあらわれるが、それは十一世紀以降にあらわれた開発所領で、公領のみならず、荘園にもあらわれており、半輪の形態をとるものであった。

別符(名)と同じく寄郡も半輪の形態をとるが、この寄郡はどのようにして出現したものであろうか。この寄郡を考えることが、島津荘という一大荘園の成立・展開の謎を解く鍵となる。

寄郡というものは島津荘など南九州の荘園にのみみられるといわれてきたが、この寄郡は、すでに十一世紀初頭にその先蹤がある。それは賀茂上下社にたいする「寄郡」としてあらわれており、それは郡郷という公領を国家が寄進することに意味した。

このような十一世紀初頭にみられた「寄郡」の形態は、島津荘の寄郡の場合にも同様であったのではあるまいか。

寄郡と在地領主層の私領―郡郷という公領の私領化によるそれ―寄進によって成立したと考えることは、建久凶田帳にみえる在庁官人・郡院司の出自・進出過程に照すとき無理が生ずるのである。(とくに、郡院司においてはそれがいえよう。)

島津荘の寄郡は十二世紀に入って、ある一時期に一斉成立したと考えられるが、こうした成立事情や、郡院層の在地領主化への劃期が、「寄郡」化にあることなどを整合的に理解するためには、十一世紀初頭にみられた寄郡方式である国家権力による公領の寄進という形態が、十二世紀の撰関家に引き継がれ、それが利用されて、島津荘の寄郡となつてあらわれたと解すべきであろう。

ただ十一世紀初頭の寄郡と十二世紀の島津荘にみられる寄郡の違いは、前者がなんら在地領主層と関連がないのたいし、十二世紀のそ

れは、在地領主化を目指す存・郡院司に在地にたいする勸農権を与え、これを楨杵に下地進止権をもつに至る在地領主化への大きな飛躍台になったと考えられる点にある。十二世紀の寄郡は在地領主化を目指す存・郡院司層をその基盤にしてはじめてその財政的価値が保証されるものであったので、荘園領主は、存・郡院司層の在地領主化を容認したのであろう。

さて、叙上が、本稿から導き出しうるまとめであるが、いまひとつ、薩隅日にわたる一大荘園化した島津荘の寄郡成立の背景として考えておかねばならないことがある。それは在地の情勢である<sup>(1)</sup>。この点、島津荘に限らず、南九州の荘園制においてはなかなか追求が難しいといわれているが、しかし若干の手がかりが存在する。(a)ひとつは、天承二年(一一三二)七月二十一日の僧覚解<sup>(2)</sup>である。そこで僧経経覚はつぎのような内容をもって、殿下政所裁を重ねて請うている。

〔御領住人等非常、於牛屎、真幸両郡者為彼等押領畢、(中略)然於例進御年貢者、偏和泉郡所役也、於□余者、水手船具等役許也、然於重長為宗沙汰人也、共在京、于今□、尤可成旁公役懈怠也、就中於彼和泉郡者、皆為早田、於今已菑□□稻過半歇、而土民為艱、收納遅引者、任私意犯用者、定為年貢懈怠之基欵、

これによれば、牛屎・真幸両院が住人らになつて押領され、「本自不随所勘」という状態であり、さらに和泉郡では公役を懈怠し、さらに稲の収納を遅引し、年貢懈怠を構えているといふのである。牛屎・真幸院および和泉郡はすでに撰関領化しているが、在地の情勢は誠に容易ならぬものがある。

(b)また、保延元年(一一三五)十月二十五日、五大院々主は、政所正信所<sup>(3)</sup>にたいし、政所沙汰として寺領田島を宛て下し耕作せしめよと令しているが、それによると、高城東郷・同仲郷・入来院・薩摩郡・宮郷・阿多郡等において、「春時不令知沙汰人、各恣乍令耕作、不限秋

- (1) 郡山良光「寄郡制成立の社会的背景」（鹿児島短期大学「研究紀要」創刊号。以後）、郡山氏の所論は専らこの論文に拠る。
- (2) 水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察―特に薩摩・大隅地方について―」（『金沢大学法文学部論集』哲史篇第三号、のち『中世の荘園と社会』所収）。工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」（『国史論集』所収。のち『九州庄園の研究』所収）。
- (3) 出水市立図書館所蔵写本「薩摩国和泉新在郡司職次第」。ここに、「久有 名」・「久次名」・「久用名」・「久吉名」等の名がみえるが、「久吉名」は薩摩国建久岡田帳に「阿多久吉二百十町四段」としてあらわれている（郡山良光氏前掲論文（1）参照）。
- (4) (1) に同じ。
- (5) (1) に同じ。
- (6) 『鹿児島県史』第一卷二二六ページ。
- (7) 『鹿児島県史』第一卷三四一ページ。
- (8) (1) に同じ。
- (9) (1) に同じ。
- (10) 『鹿児島史』第一卷三二七ページ。
- (11) (1) に同じ。
- (12) (1) に同じ。
- (13) 『鹿児島県史』第一卷二九四ページ。
- (24) (1) に同じ。
- (15) 「薩摩の荘園―寄郡について―」（『史淵』七五輯）。
- (16) 海老沢衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態―鎮西島津荘を中心として―」（『民衆史研究』第十五号）。ところで、寄郡と「寄人」とを関連づけて論じたのは竹内理三氏で、氏はつぎのようにいう、「平安末期の庄民の一種に、『寄人』というのがあるが、この寄人は、その耕作田の官物と身の公事とを、別々の領主に勤仕するものであり、従ってその耕作田を主体に言えば半不輸田である田地の耕作者をいう。即ち、半不輸を、人身を主として称したものである。従って、この『寄人』の『寄』も、寄郡の寄と同じであり、寄人は依人と書いた分書があるので『よりうど』と訓むべきものであり、寄郡も『よりごおり』とよむべきであろう」と

(15) に同じ)。しかし、少なくとも、十一世紀前半の賀茂上下社にたいする「寄郡」は郡を寄せるものであるから「よせごおり」である。

- (17) (1) に同じ。
- (18) (1) に同じ。
- (19) 『旧記雑録』前編一、第二卷一五九号。『鎌倉遺文』第二卷六八三号。
- (20) (1) に同じ。
- (21) 東大史料編纂所蔵「河上系図」（『市来郷土誌』）。
- (22) 『鹿児島県史』第一卷二九六ページ。
- (23) (1) に同じ。
- (24) (1) に同じ。
- (35) 五味克夫「薩摩国御家人比志島氏について」（『鹿大史学』第八号）。
- (26) (1) に同じ。
- (27) 年月日未詳建部清忠解状断簡（川添昭二編『禰寝文書』(一)の二二）。
- (28) 五味克夫「鎌倉時代の鹿児島」（『鹿児島市史』通史編一三二ページ）。
- (29) (1) に同じ。
- (30) 五味克夫氏前掲論文（28）と同じ（『鹿児島市史』通史編一三六ページ）。
- (31) (1) に同じ。
- (32) (1) に同じ。
- (33) 『旧記雑録』前編一、第五卷四二九号。『鎌倉遺文』第九卷第六五二四号。
- (34) (1) に同じ。
- (35) 『旧記雑録』前編一、第一卷四七号。『平安遺文』第七卷三六一二二号。
- (36) 海老沢衷氏前掲論文（16）。

## 若干の展望

―むすびに代えて―

以上、島津荘の成立を、大宰府管内諸国の九世紀以降の動向からこれを追求することを試みた。とくに九世紀以降の開発の諸段階とその

郡司は一郡の徴税の請所化して<sup>(34)</sup>と考えることであろう。しかし、郡全域の郡司による領知権化とか、郡司による一郡の徴税請所化とかということは現実には考えられない。おそらく寄郡化して以後と考えられる承安二年（一一七二）十二月、満家院の院司大蔵氏は、入道西念のとき、八郎大蔵義平ら三人に満家院内の相伝の土地を分け与えている。<sup>(35)</sup>しかしそれは「限<sup>三</sup>四至<sup>三</sup>仟<sup>三</sup>陌<sup>三</sup>」って領掌すべきこと<sup>(35)</sup>といっているのであって、満家院全域にわたるものではない。ただ寄郡化しても私領支配権を保持しているのである。

確かに十二世紀に入ると、全国各地で在地領主層による所領寄進による寄進地系荘園は増大している。しかしそれはあくまでも荘園の増大であって、寄郡ではない。

寄郡というのは、その本来的性格からして上からの（具体的にいえば、島津荘の場合、摂関家による）設定行為と考える方がより妥当であろう。その場合、寄郡の推進者が問題になるが、折りからの院政々権の拡充に対抗した摂関家がすでに先蹤のある「寄郡」を利用して、寄郡化したとすべきであろう。十一世紀の賀茂社の場合、寄郡の推進主体は国家権力（道長政権）であるが、島津荘の寄郡は、摂関家が国家機構を利用してこれをなしたといえる。すなわち、島津荘の寄郡は、摂関家が自己の荘園の拡大を図って、先蹤のある寄郡化を行って郡郷の実質的荘園化を企図したものであるというべきであろう。寄郡は半不輸の地である。九州大宰府管内で半不輸の他は別符として各地に簇生していた。この別符は公領の開発にその成立の契機がある。薩隅日の在庁・郡院司ともこの別符別名の設立には懸念であったろう。こうした趨勢のなかでの寄郡化は、薩隅日の在庁・郡院司にとって即経済的利益をもたらすものではなかったろう。その寄郡は別符と同じく半輸地故、寄郡によってかつての別符（名）領主はその得点を失なってしまうおそれがあったはずである。しかし、権勢家摂関家との結び付きは、別

鎮西島津荘の成立と展開（奥野）

符（名）の追求によって推められていた私領主としての地歩を保全され、さらに郡院司としての地歩も、相続権の対象としての職化<sup>(36)</sup>することを容認されたであろう。それらはあげて、在庁官人、郡院司が在地にたいする勸農権を掌握することにつながり、それはやがて下地進止権へと高められたであろう。つまり、寄郡は、在庁・郡院司層を問わず、その在地領主化への大きな契機となったと考えられる。

さらにいまひとつ、寄郡の上からの編成を推察させる材料は、建久凶田帳の記載にもとめられる。薩隅日の三凶田帳で、在庁・郡院司の経済的基盤が個別に書き上げられているのは薩摩の凶田帳であるが、その寄郡は、つぎのような特徴を有する。「薩摩国においては行政単位としての郡・院・郷の内部に寺社領が存在した場合に、それらの面積を除いた物が『公領』として国衙に把握されていた。（中略）この『公領』の内部は在庁官人らが名主となって領知している部分（薩摩郡における成枝・光富・是枝・時吉・若松・永利・吉永のごとく）及び、弁済使分（寄郡である入来院・山所院など）によって構成されていた。したがって凶田帳における『鳴津御庄寄郡』の記載の三つの類型（○「鳴津御庄寄郡」という記載が①郡（郷・院）の総田数の下にある場合、②郡・郷・院内部の「名」の下にある場合は「公領」を単位として成立するものであった<sup>(36)</sup>ことである。すなわち、寄郡においては、名もまた私領としてではなく、公領として把握され、それら公領としての名を含む郡・郷・院）が「寄郡」化していることが注目される。つまり、寄郡は公領の寄進を实体としてしているのである。そのことは、寄郡は、在地領主の寄進行為によって成立するものでないことを間接的にせよ語るものである。

注

ことである。良道の父大監平良元とすれば、これまた院政期以前からの土豪とはみなしがたい<sup>(29)</sup>とのべている。

ところで、建久凶田帳にみえる鹿兒島郡司惟宗氏の地位は長くはつづかず、新たに鹿兒島郡司として矢上氏が登場し、その後、惟宗氏はこの矢上氏を相手に郡司職を争っている。この矢上氏について、五味克夫氏はつぎのようにいう。「この矢上氏とは一体どのような系譜の豪族であつたらうか。それは実は明らかでないのである。太田亮氏の『姓氏家系大辞典』は二説をあげ、一を先の平姓鹿兒島郡司と同じ薩摩平氏の一流とし、一を肥前有馬氏の族矢上氏とし、その氏名は肥前矢上の地名を負った如くにするしている。一体薩摩平氏の系譜はいずれも肥前伊佐平氏との関係に縁故をもとめており、これは薩摩地方一帯に繁衍した在地の豪族が伊佐氏の勢威を慕い、或は何らかの縁戚関係により平氏同族を称したのであろうが、矢上氏の場合もその例にもれな<sup>(30)</sup>いと思われる」と。

以上、在庁系以外の郡院司は、十二世紀初頭に薩隅に新しく入部し、郡院司となったものである。かれらの拠りどころの寄郡化も、かれらが新しく郡院司になったときと大きく距たるものではない。それ故、「在庁系領主は別として、新来の郡院司が自からの努力で名を設定し、彼等の手によって摂関家へ寄進したのか、既成の名を武力的に強奪してから寄進したのが、寄郡化後に郡司職を獲得したのかという問題<sup>(31)</sup>が生ずるのである。

したがって問題は、従来指摘のごとく寄郡が「在地領主層」の寄進にもとづくものかどうか、ここでは新来の郡院司の寄進にもとづいて成立したものかどうか、を考へることであらう。

右の問題にたいして、郡山良光氏は、薩摩の在地領主制の成立過程を個別に検討して、その発展の画期を十二世紀初頭の院政期が求める見解を引き出しながら、「薩摩一國をあげて寄郡化するためには、その

前提として広汎な私領化、辺境型名が成了していなければならぬはず<sup>(32)</sup>という断定をもとに、寄郡制の従来の理解をそのままうけついでいる。

建久凶田帳にみえる、在庁官人系の豪族を除く郡院司は、いずれも十二世紀以降の新来のものである。そのような新来郡院司が私領を形成するためには、まず国郡の職<sup>しよ</sup>をえることを前提としていたといえるのであろう。さらにこの国衙系の職をえると同時に、別符（名）の推進にあたる必要があつた。

寛元三年（一一四五）八月五日の寺家公文所下文<sup>(33)</sup>には久安三年（一一四七）二月十七日の勝違解状が引用されているが、それにはつぎのようにある。

時吉<sup>道助</sup>名田内、権執印免拾捌町六段所当、依下致其弁、可便補勢<sup>勝違</sup>万<sup>名</sup>賈物未進代由<sup>云々</sup>、依之可便補之旨、当宮執印成与外題畢、又勝違所從五人事、且糺返、且可便補之由、同成外題畢、

これによれば、久安三年（一一四七）までに在庁大前氏の所領である時吉名と勢万名が存在したことがわかるが、これらの名は別名と考へてよいであらう。「宇佐神領大鏡」によれば別名≡別符は開発にもとづく半不輸の地であることその特色がある。しかし半輸地別名は、同じ半輸地でも寄郡とは呼ばれない。薩摩の名<sup>みよ</sup>は多く、このような別名として成立したとみることができよう。

ところで薩摩の名のいまひとつの特色は、郡院の下に名が存在するのであって、その逆ではない。したがっていかに名を多く支配し、その支配する個々の名<sup>みよ</sup>を寄進したところで寄郡とは呼ばれなかつたであらう。

あと郡院司の寄進による寄郡が成立する条件として考えられるのは、郡山良光氏のように「十一世紀における知行国制の一般化により郡司の支配権を変質し、郡全域の領知権が郡司に一任されるようになる」と

宮里郷司は建久田帳に紀六大夫正家とある。郡山良光はつぎのように指摘する。「宮里郷司は伊集院司と同じく、八幡宮関係の紀氏を称している。前者は新田八幡宮、後者は大隅正八幡宮の勢力下におかれた地域である。宮里郷司が紀氏によって占められるのも正信・正家の時代で、院政期における石清水八幡宮の勢が宇佐八幡宮弥勒寺喜多院を支配下におさめ、鎮西にその所領を設定してゆくのも十二世紀初頭の転換期であったことから、宮里郷もその例外ではない。」<sup>(23)</sup>と。

#### ④ 伊集院司

伊集院司は、建久田帳に、「院司八郎清景」とみえるのがそれで、紀氏である。伊集院の多くは万得名で正八幡宮領である。この伊集院司について郡山氏はつぎのようにいう。「万得は半不輸で、寄郡と同質のものであるから、公領を大量に正八幡宮領化したのは、ほぼ寄郡化と同時代（正八幡宮執印僧行賢の頃）と思われる。宮里郷司も伊集院司も八幡宮関係の所領をもつ神人が石清水と関係をもつようになってから紀姓を称するようになったものか、或いは石清水から荘官として下向した者の子孫か明らかではない。いずれも院政期に擡頭して十三世紀以降まで所職を継承してゆくのである」<sup>(24)</sup>と。

#### ⑤ 満家院司

満家院司は、建久田帳に、「院司業平」とみえるのがそれで、五味克夫氏は、「薩隅日三州他家古城主来由記」にみえる大蔵姓加治木氏族左近将監資宗のことではあるまいかとしている。<sup>(25)</sup>しかし、前記来由記には、「七代加治木八郎親平文治四年戊申加治木郷を給ふ、建久六年六月廿三日薩摩国満家院安堵の御下文右大將家より給るとなり」とあり、また「八代六郎恒平、（中略）四男左近将監資宗是より満家の家いつる」とあり、大蔵姓満家院司の来由が建久田帳登載より遠く遡るものではないことを知る。

#### ⑥ 牛屎院司

鎮西島津荘の成立と展開（奥野）

牛屎院司は建久田帳に「牛屎院永吉二百四十町<sup>内</sup> 院司元光」とみえるのがそれで太秦姓である。太秦氏がはじめて郡（院）司職をえたのは康和二年（一一〇〇）で、元平が相撲節会の功によって補任されたのははじめとする。郡山氏は牛屎院司太秦氏について、「牛屎氏の直系は絶家になっているが、庶流の羽月系図や桑幡系図をみても元平以前の記載はなく、元平の時初めて京都から下向したものと<sup>(26)</sup>している」と指摘している。

#### ⑦ 鹿兒島郡司

建久田帳には「麿嶋郡三百二十二町内」の公領一九七町に「郡司前内舍人康友」とみえる。康友は惟宗姓である。しかし同田帳に「但本宮司平忠純」とあって、もとの郡司は平忠純であった。平姓鹿兒島郡司の初見は、禰寝文書中の建部清忠解<sup>(27)</sup>状にみえる「鹿兒島郡司有平」で、平次郎夫良道の子で「良道・有平は薩摩・大隅両国に跨って島津庄数郡の郡司職を兼有した勢力者<sup>(28)</sup>」であったと考えられる。忠純はその有平のあとであろう。

ところ薩摩平氏はどのようにして薩摩に勢威を築いたものであろうか。薩摩平氏としては阿多郡司平忠景がもともきこえている。県史によれば薩摩平氏は鎮西平氏の声望をかりて平氏を称したものである。とするが、この薩摩平氏がはじめに薩摩にその名をあらわすのは、伊作郡司平良道である。郡山良光氏は、この伊作平氏について、「今日伝わる系図のうち最も信憑性のたかい揖宿系図（宮崎県高岡町揖宿えい子所蔵）と伊作所領相伝系図（大日本古文書家わけ第十六）によれば同氏による伊作郡司の初代は平良道である。その子と孫によって薩摩郡・日置南北郷・伊作郡・阿多郡・加世田別符・河辺郡・知覧院・穎娃郡・揖宿郡・給黎院・谷山郡・鹿兒島郡から遠く多祢島の郡司職が独占されている。良道の四子忠景の活動期が十二世紀の中期、平氏政権の追討をうけるまでであるから、良道の入部も白河院政期になってからの

一色田の地であり、その寄進は加納・出作と同形式のもので、これらは「先ず荘園領主側の運動として成立する<sup>(15)</sup>」のである。したがって論者によれば、寄郡というのは郡司層の寄人化を意味し、寄郡化は直接的に下地の寄進を意味するものではない<sup>(16)</sup>という考えも出されている。辺境なるが故に、土豪連による公領の私領化が進んだと考えるのは誠に危険で、薩摩の在庁職にあるものの所領の寄郡化はいずれも十二世紀はじめの鳥羽院政期と考えられるように、それは同時に一斉になされた形跡がある。そのことは十一世紀の賀茂上下社にたいする寄郡と同じく、この十二世紀はじめの場合も、財源充当の見地から公領の寄郡化がなされたのではなからうか。建久凶田帳によれば日向国富荘は八条女院領として成立しているが、そこにも寄郡がみられ、ここに八条女院―鳥羽院政対撰閥家の対立関係が想定される。すなわち、鳥羽院政の展開によって打撃を受けた撰閥家とその勢力の捲き返しを図った結果が、十二世紀はじめの鳥津荘の寄郡の成立であったのではなかったか。これについては、在庁官人層だけではなく、郡院司層の存在形態とともに改めて検討すべきであろう。

## (B)

薩摩国建久凶田帳にみえる在庁系以外の郡院司においては、いずれも院政期に入ってからの新来者と思われるものが多く、その下向の時期は十二世紀初頭のころではなかったかと指摘されている<sup>(17)</sup>。

## ① 山門院司

山門院司というのは、建久凶田帳に「山門院光則百三十三町六段院主秀忠」とみえるのがそれである。この山門院司について郡山氏はつぎのようにいう。「山門院司は肥前国神崎庄と河副庄の本領主平種方を初代として、その子国秀から秀忠へ伝領している。秀忠の四女皆王女は河副庄八十町名主東郷兵衛尉に嫁していることから肥前との関

係を無視することはできない(山門系凶、薩摩日三州他家古城主由来記)。(中略)肥前の神崎庄と何等かの関係あるものが寄郡化の頃その所職を獲得したのか、院政期にはいり肥前の院領と関係あるかのように自称したものか、関係諸系凶の所伝以外にはこれを実証することはできない<sup>(18)</sup>と。建久四年(一一九三)九月四日の將軍家政所下文<sup>(19)</sup>によれば、平秀忠をもって親父国秀の跡を継ぎ、山門院所帯職を領掌せしめている。

## ② 市来院司

建久凶田帳には「市来院百五十町<sup>(20)</sup> 鳴津御庄寄郡 院司僧相印 地頭右衛門兵衛尉」とあつて、ときの市来院司は僧相印であったことがわかる。この市来院司に

ついて、郡山氏は、「市来氏は土着勢力に系譜をもつものと思われるが、市来・橋口・河上氏等その子孫の系図がいずれも院司の初代として政房をあげているところからも院司職が安定し、それを世襲するようになったのは院政期に始まる<sup>(20)</sup>ことが推測される」とするのはいささか問題がある。院司初代とされる政房というのは「宝亀年中初<sup>(21)</sup>而薩摩江下向」とされる人物で、奈良時代の人と擬されているからである<sup>(21)</sup>。この市来院司については建久凶田帳記載の人物からどれだけ確実に遡れるかを検討しなければならない。この点、県史は、河上文書に掲げる市来院本領主の伝領次第から、「千与熊丸は、寛元二年八月十八日、養祖母道阿(○院司僧相印の後家)の同年七月十九日の讓状に任せて、領家より安堵せられて郡司職を継いだ政家で、また熊二郎丸は、同じく養祖母道阿の手より宝治元年市来院内河上名々主職を襲って、弘安五年三月その安堵を請ふてゐる大藏家忠と同人である。即ち千与熊丸の後は市来を称し、熊二郎丸の後は橋口を称したもので、後世河上氏の出は大藏氏の河上名を領せるに由来するのである<sup>(22)</sup>」とする。こうみると、建久凶田帳記載の院司僧相印以前に遡ることは難しいことがわかる。

## ③ 宮里郷司

とがわかる」と。

### ③ 大蔵氏

薩摩国凶田帳に在庁種明というのが大蔵氏である。同凶田帳によれば種明は、阿多郡久吉百四五町四段の本名主、高城郡三郎九一〇町の名主、薩摩郡若松五〇町・永利一八町の名主、入来院社領田五町の下司、さらに同院弁済使分五五町の本地頭であり、さらにまた頼娃郡三四町七段の本郡司で、計三二八町五段の領主であった。この大蔵氏について郡山氏はつぎのように指摘している。「在庁大蔵氏は府官系のものであるが、その出自は不明である。或いは大蔵春実流のものか、大蔵氏の勢威をはかろうとした自称かわからないが、十二世紀末の在庁種明の妻は伴信明の嫡女であって、両氏は姻籍にあった。この大蔵氏がいつから在庁職を獲得したかについては明らかではないが、種明の時には高城・薩摩・入来・阿多・頼娃の郡院に至る所領所職を兼帯しているのだから、他の在庁と同時代、恐らく十二世紀以前に入部して在地領主化したものと思われる。今日その末流である延時氏にも文書だけが伝わって、系図は残されていないから、その出自を確かめることはできない」と、県史も、大蔵氏については、文治三年（一一八七）七月の大蔵種章<sup>明</sup>解状により、「種章が信明の嫡女を聚って山田村地頭職を得、また高城郡車内村弁済使の下文を得て之を安堵された」とのべているだけである。

### ④ 和泉氏

薩摩国凶田帳に在庁職をもつものは大前・伴・大蔵氏のほか藤原氏の在庁家弘がいるが、家弘は薩摩国凶田帳では、薩摩郡是枝九町の名主にすぎないのでこれは除外して考えるべきであろう。郡山氏がすでに指摘したように、在庁職をもつもの以外で数郡にわたる所領をもつものに和泉郡の郡司和泉氏がある。建久凶田帳に和泉郡三五〇町として下司小太夫兼保と載せてあるのが和泉氏で、兼保はそのほか、東郷

別符者吉六町の名主であり、さらに莫禰院土師浦五町の名主であり、また給黎院四〇町の郡司である。そしてそれら所領は和泉郡を除いていずれも島津荘寄郡である。氏は和泉氏の出自は伴姓肝属氏の庶流とするが、県史は、「兼保は、肝付系図にある所の和泉を領した兼貞の子行四郎行俊と、何らかの關係があるらしく思へるが、兼保の子孫と、肝付氏系図の行俊の子孫との間には何ら聯絡はない。寛喜元年九月五日、和泉庄弁済使、下司及び給黎院郡司職並びに上籠・石村両村を安堵せられた右兵衛保久は兼保の後であらう」とする。ところで、この和泉氏が在地領主化したのはいつごろのことであろうか。在地領主化の特徴は在地の勸農権をもつことを意味する下司職等に任ぜられたことにある。この点について、郡山氏が、和泉氏は「島津庄の下司・弁済使職に初めて任ぜられたのは成房である（三国名勝図繪卷十五）。所職はその子時房を経て凶田帳にある兼保に相承されている。このことから和泉郡が寄郡化したのも兼保の祖父の代、鳥羽院政期であることがわかる」とするのが参考される。

以上、薩摩の建久凶田帳にみえる、数郡にわたって所領をもつ在庁職にある大前氏等のほか和泉郡司の在地領主化過程をみてきた。かれらのような十二世紀以前入部の土豪においても、十二世紀の寄郡化は、かれらが下司・弁済使職等の所職獲得によって在地領主化する積杵としての役割を果たしたものであった様子がかがわれるのである。

ところで、薩摩の建久凶田帳にみえる数郡にわたって所領をもつ在庁職にあるもの達の特色は、いずれも十二世紀以前に入部して発展を遂げた土豪達であったことである。かれらにおいては、定説のごとく公領の私領化と、その寄進による寄郡化が考えられないわけではない。しかも逆に十二世紀以前に入部したからといって、かれらの手で公領の私領化と、その寄進による寄郡化がなされたと断ずるわけにはいかない。つとに竹内理三氏が指摘したごとく、寄郡は半不輸・雑役免・

茂上下社にたいする「寄郡」の理解からいえば、寄郡は上から新たな財源として設定されたもので、決して在地領主層の寄進によるものではない。したがって、検討の観点からは、薩隅日における寄郡の成立の最下限を、建久凶田帳成立の直前とみて、それまでに強力な在地領主層の形成をみたときめてかかるのではなく、むしろ、薩隅日における在地領主層の形成と進出の問題を、一応、寄郡制から切り離して考え、みることが必要であろう。

ところで従来、薩隅日における在地領主層の形成と展開を多く論者は、凶田帳記載様式から、(1)郡(院・郷)が社寺領の類を除き、全体として寄郡となっていて、しかもその中に名を含まないところ、(2)同じく全体として寄郡化されているが、その中に名を含むところ、(3)以上の二つの場合と異なり、郡(院・郷)中の一部が名単位に寄郡化されているところ、三類型を抽出し、それを発展段階の差として、(3)↓(2)↓(1)の順序をもって発展したとみる見解に立っている。しかし、このような凶田帳記載のみによる類型化は、和泉郡のように凶田帳に名の記載のないところで、かつて名が成立していた経緯をもつところがある<sup>(3)</sup>ように、過去の経緯をふまえない誤りを犯したり、寄郡化の特殊事情を捨象することになるとして、「むしろ九州南部というように広い範囲に共通性を求めて九州莊園の特質を類型化することを提唱したい<sup>(4)</sup>」としたのは郡山良光氏である。私もこれに与同する。

在地領主層の形成についてはその個々の形成過程に即して眺め、かかるのち類型化を試みるべきであろう。

さて、郡山氏によれば、薩摩の在地領主層は、(A)在庁職をもつ大前氏・伴氏・大蔵氏と(B)その他の郡院司職をもつものに大別することができるという。

① (A) 大前氏

大前氏は醍醐天皇の曾孫源里用が薩摩の国司として下向し、その六世の孫道直のとき祁答院司となった。大前氏の所領が最も拡がったのは道助のときで、道助は時吉名の名主で、この時吉名というのは、祁答院・入来院・東郷別符・薩摩郡・高城郡・宮里郷、さらには伊集院にも及んでいた。建久凶田帳には、時吉名は計一五二町七段でその名主は道友であった。ところで大前氏の隆盛時代をもたらした道助の活動期は保延(一一三五―四〇)から康治(一一四二―三)にかけての頃といわれる<sup>(5)</sup>。

② 伴氏

薩摩国建久凶田帳に在庁師高とみえるのが伴氏で、同凶田帳によれば高城郡内吉枝一九町・武光三三町五段・万得一五町の名主であり、同郡温田浦一八町の下司であり、さらに東郷別符内吉枝七町の名主で、その支配地は計九一町五段に及んでいる。在庁師高の出自は肝属氏と同祖で、県史にはこの「肝属氏は大伴氏と称し、其の系図に大友天皇(即ち弘文天皇)の皇子余那足始めて伴姓を賜はり、七姓を伝へて伴掾大監兼行に至り、始めて当郡神食村<sup>(鹿兒島郡)</sup>に居り、其の曾孫兼俊に至って大隅肝属郡弁済使となり、長元九年、彼の地に移ると載せる<sup>(6)</sup>」と記述している。師高の父は高信といい、これも県史に、「童名薬師丸といひ、武光名主たりし故に假名武光三郎と号し、代々郡司職(○高城郡司職)を領した<sup>(7)</sup>」とする。郡山良光氏は「宮里系図」および「武光系図」によって、その系譜を辿り、在庁伴氏についてつぎのような見解をのべている。「在庁伴氏も十二世紀以前からの土着勢力であるが、在地領主として発展したのは信経・信章二代の時である。信経(信房)の時、島津庄寄郡(薩摩郡山田村)の名主職を安堵されている(久安三・一・九伴信房解状入来文書)。このことから薩摩における在地領主制の発展は鳥羽院政期であり、それまでに伴氏の所領は国府所在地の高城郡を中心として、隣接する東郷別符から遠く甌島に及んでいたこ

勒状以解

文治三年三月 日 平重澄判

(3) 『鹿兒島県史』第一卷二三〇ページ以下。

(4) 『鹿兒島県史』第二卷二二八ページ。

(5) (1)に同じ。

(6) 半不輸を莊園における不輸権成立の過程に現れる重要課題としてこれを全面的にとらえようとした論文は、舟越康寿「庄園に於ける不輸権成立の一過程―半不輸について―(上)(下)」(『経済史研究』二九の五・六)である。まず寄郡が半不輸であったことを示すものは、弘安七年(一二八三)七月一日関東下知状に、「右、訴陳之趣子細雖逾、所詮、島津庄三箇国<sup>日向・大内</sup>・薩摩、云本庄、云寄郡、云私領、所務各引也、本庄者領家一円之地、寄郡者半不輸、私領者領家地頭不相綺、仍代々給安堵御下文由、」とみえる(『薩藩旧記』前編一、第八卷八五六号、『鎌倉遺文』第二十卷一五二四二号)のうかがわれる。また大隅正八幡宮領においてつぎの史料をみる。「大隅国建久凶田帳」に

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者、弁済於国衙也、

とある。これによれば、正八幡宮領の半不輸の形態は、官物を国衙に弁済し、雑公事は領家正宮の収入となるものであった。これにたいし島津荘の寄郡の場合は、建久凶田帳にはみえないが、舟越氏はそれを島津荘寄郡の一であった入来院の場合から探って、「地利を二分して国衙と領家が収納し(二分といっても鎌倉時代に起った折中制の如く、正確に二分したわけではない)、雑公事はすべて領家が独占した」ものであることを明らかにした。そしてこのような、正八幡領と島津荘との半不輸の二形態は、新編追加(五十六「半不輸所々、地頭方公事可勤仕否事」)にみえる(a)「弁済所当於国司領家、令勤仕公事於寺家社家所」、(b)「弁済所当国司、令勤仕公事於権門御辺地等」との規定とも合致する(島津荘の場合(a)、正八幡宮の場合は(b))と指摘されたのである。他方、寄郡を、半不輸―一色田―雑役免として、雑役免の停止の出される院政期の政策に対抗として出された浮免田・雑役免の定田化に対応したのがそれであるとしたのは竹内理三氏である(前掲論文(1)に同じ)。また工藤敬一

鎮西島津荘の成立と展開(奥野)

氏は、舟越氏の検討が鎌倉期の寄郡の性格であることを不安とし、改めて、鎌倉以前のそれを考えることによって、舟越氏の見解が、鎌倉以前の島津荘の寄郡の性格にもあてはまるであろうとした(工藤敬一「鎮西島津荘の寄郡について」、『国史論集』所収、のち『九州庄園の研究』所収)。

## (2) 薩隅日における在地領主層の進出

寄郡制の成立に関して是非検討されることがらとして、薩隅日における在地領主層の形成と進出の問題がある。とくにこの点に関して、かつて郡山良光氏は、薩隅日における寄郡制は十二世紀初頭に短期のうちには大量規模で公領が寄郡化するかたちで成立したとらえ、つぎのような課題を己れに課してその解決にあたったことがある<sup>(1)</sup>。

薩摩における公領の全面的寄郡化を国方はなぜ黙認し、これを阻止しなかったのか。この寄進に際し、在地領主等はなぜ当時の政治的最高権威である院を避けて摂関家へ接近したのか、大量の寄郡化のためには、事前に私領の一部は特権として雑免化していたのではなかったか等々の疑問が起ってくる。

また、

薩摩一国があげて寄郡化するためには、公領の広汎な私領化が行われていなければならない、それに照応するような強大な領主制の成立を前提としなければならない。

郡山氏は右のような問題提起をなしつつ、薩摩の在地領主層の進出を個別的に検討したのであるが、薩隅日にわたる島津荘の寄郡制成立を知るためには、薩摩のみならず大隅・日向にも考察を及ぼさねばならないであろう。ただ郡山氏が意識的に薩摩のみに限ったのは史料の存在状況にあつたらう。すなわち日向・大隅の場合は在地領主層の進出過程をうかがう史料が少ないのである。ここで改めて郡山氏の検討した在地領主層の進出を若干補足・敷衍してみたい。十世紀初頭の賀

きかけという契機は認められない。賀茂上下社にたいする寄郡は、かつての神戸・神封に代わる財源として、国家の手で給付されたもので、「寄郡」と名づける所以は、国家が郡郷を寄せるものであったからである。

そもそも「寄郡」というのは公領を寄せることである。島津荘にみえる「寄郡」の郡はかつての倭名抄郡ではなく、それがいくつかの郡・郷・院・別符(名)というかたちに変質を遂げてはいるが、公領としての本質は継承していた。このような公領である「郡」―郡・郷・院・別符(名)が在地領主層の寄進にもとづいてそのまま寄郡化したとらえることは薩隅日を辺境なるが故とみる偏見に発しているといわねばならないであろう。寄郡というからには、契機はいかであれ、その法的手続きとして国家の容認をうることをもってその必須の要件としていたと考へなければならぬ。

薩隅日における寄郡の成立は、在地領主層による郡の私領化とその寄進を考へるよりは、十一世紀初めにすでに賀茂上下社にたいしてなされた寄郡をその先蹤とするところの国家(朝廷)による上からの寄郡によるそれと考へることの方がより理にかなっていると思う。

「寄郡者半不輸」であり、「為半不輸、正税官物者并済於国衙也」といって、正税官物を国衙に并済するが、他の田率雑物や公事雑役は荘園領主に勤仕するところと解されるのが普通である。しかしこれは建久凶田帳ないし鎌倉幕府時代のものによっているのである。「宇佐八幡宮神領大鏡」によれば、半不輸というのは、官物は国衙に納めるが、加地子を「宮召物」として宇佐宮で徴収するところをいう場合があった。「宇佐大鏡」に、

朝見郷 田数 宮用作二丁

為半不輸之昔者、宮召物加地子五百九東末松百五十二、東四把倉光三、百卅八、東八把節九廿八、東

於官物者、任国検田之定田、并済国庫之、爰保元年中半不輸

之時、丁別米卅五町未知之、  
当宮假宮遷宮之時、依令懈怠当国役陳帳、当任国司時光、称彼代以当郷并田原別符両所之半不輸領、永所被奉免不輸也、  
仍更不相交国役也、

とみえ、半不輸が、官物を国庫に、宮召物として加地子を宇佐宮に納入する形態の地をいったことがわかる。それとともに、半不輸から一円不輸化が懈怠した国役の代りとして国司によってなされていることがわかる。宇佐宮領における半不輸には叙上のごときものがあり、またそこでは別符はまず半不輸の府領・私領ないし神領として出発し、のち一円不輸化しているケースが多い。しかし、それはあくまでも別符→一円不輸化でその逆はない。

寄郡が半不輸の地であることは、十一世紀はじめの賀茂上下社にたいする寄郡の場合にもあてはまるであろう。ただ、半不輸の形態がいかなるものであったかについては不明というほかはない。

## 注

(1) 竹内理三「薩摩の荘園―寄郡について」(「史淵」七五輯)。以下、竹内氏の引用はこの論文に拠った。

(2) 文治三年三月日平重澄寄進状案(「旧記雑録」第二卷一一四号、「鎌倉遺文」第一卷二二五号)。原文つぎの通り。

寄進

先祖相伝所領三ヶ所事

在管薩摩国内伊作并日置北郷、同南郷外小野

副進次第調度文書等

右、件所領田島等者、年来鳴津御庄寄郡也、而天下騒動之間、公私為軍地、人民百姓併逃散畢、然間庄国両方課役、如何可令勤仕哉、於于今者、令寄進一円御庄御領、致安堵計畢、有限於年貢所当物等者、為重澄沙汰、追年無懈怠可令運上京都之状如件、但為後代証文、於下司・郡司・惣公文職者、重澄以子、孫、不可有相違旨、為被成下御下文、

房は凶田帳に見ゆる小大夫兼保の曾祖父に当るのである故、万寿よりは余程後の事であり、猶ほ最初から一円荘であったかも疑はしい<sup>(3)</sup>としたのは『鹿兒島県史』である。そして、県史はいう、それ故「薩摩の島津庄は長く寄郡の状態であった事と察しられよう」と。

このように、島津荘の完成期は、院政期から鎌倉初期にずれ込むのである。とくに、大隅国の場合、一円荘・寄郡ともに十二世紀に入つての成立である（薩摩国も同様であると考えられる）ことは、島津荘の一大荘園化は漸次拡大したのではなく、十二世紀に入つて、ある一時期に飛躍的に増大したものとみななければならないことを示している。

日向の建久凶田帳によれば、同国島津荘「田代」は計三千八百三十七町にのぼるが、一円荘は北郷三百町、中郷百八町、南中郷二百町、救仁郷百六十町、財部郷百五十町、三俣院七百町、島津破<sup>(院)</sup>三百町、吉田荘三十町、計二千二十町、寄郡は千八百十七町で、白杵・児湯・諸県・宮崎の諸郡にわたつており、一円荘はすべて諸県郡に集中している。これは、県史がつとに指摘したように、島津荘が島津・三俣両院を根拠として次第に付近に拡がっていったことを示すものであろう。

この節の冒頭にもいったように、島津荘は一円荘と寄郡とから成り立っているが、一円荘が一円不輸の荘園であるのになし、寄郡は寄郡化の後も相変らず正税官物を国衙に弁済する、国衙と荘園領主とに両属する地であった。このような寄郡というものが荘園の構成体をなしている例は諸国にあまり例を見ないのは『鹿兒島県史』の指摘する通りである<sup>(4)</sup>。

この寄郡の成立については、日向・大隅・薩摩の地は辺境地帯にあつて、そこでは、「農村共同体的性格もきわめて弱く、大規模な囲い込みを反撥するような社会的条件に欠けていた」<sup>(5)</sup>ことから、在地領主層の広汎な台頭を促し、それら在地領主層の郡・郷の私領と、それら私

領確保を目指す在地領主層の寄進行為が寄郡化を促したとする見解が一般的である。もし仮りに、在地領主層による寄進によつて寄郡が成立したとすれば、島津荘の一円荘・寄郡の成立が十二世紀段階の一時期に一斉になされた前述来指摘した事実からして、薩隅日の在地領主は、なんらかのかたちで一斉に寄進行為に走つたということになる。

在地領主層による所領寄進という行為がそれ自体は、十一・二世紀に諸国に数多くみられるものであり、それが一時期に、ある特定地域に集中していることは他に所例なしとはいえないが、それではなぜ、薩隅日の場合だけ、「寄郡」と呼ばれたのであろうか。

ここで、改めて寄郡に先蹤がないかどうかを調べる必要がある。この点では是非、参看さるべきは、十一世紀初頭における賀茂神社にたいする山城国愛宕郡八ヶ郷の寄進の場合であろう。『小右記』、寛仁元年（一〇一七）十一月二十九日条に、

被奉寄郡之事、給官符国司、先令注申被奉寄之界内郷々并田色目等、相続均分可被奉寄歟、大殿<sup>(道長)</sup>云、可然事也、又令書絵凶可被定歟者、

とある。ここに、賀茂上下社に山城国愛宕郡の八ヶ郷を神領として寄せられることになったことが判る。そしてそこには「被奉寄郡之事」と「寄郡」としているのに注目すべきであろう。『左経記』、同年月日条には、

被奉寄賀茂愛宕郡中所有社司・諸寺・諸人所領田畠山野并省営田等、仰国司并所々、令奉官省符并坪付等、兼又仰国司令奉給凶等、官省符分明<sup>仁</sup>、無牢籠之所者、如本令領掌、不分明所々并日本为国領所々を、遍相定可分奉上下御社也、随仰可仰行也者、

とあつて、寄郡の実際が判明する。

この賀茂上下社にたいする「寄郡」は、国家の寄進行為にもとづくものであつて、そこに在地領主層の形成による在地領主層側からの働

## 二 寄郡をめぐって

## (1) 寄郡制の始期

建久八年(一一九七)の薩隅日の凶田帳によれば、薩隅日の三国にまたがる総計八千町歩余にのぼる一大荘園である島津荘が存在する。

この荘は、万寿年間(一〇二四―一〇二七)に大宰大弐平季基が無主の荒野の地を開発し、宇治関白(藤原頼通)家に寄進したものの後身である。島津荘は一円(一)の荘ではなく、全体の七分四は寄郡で、あとの七分三が一円(一)の荘である。またこの島津荘は、郡・郷・荘・別符(名)・院等の所領単位より成り立っている。

さて問題は、どのようにして島津荘のような大荘園ができたのであろうか。この疑問を解く鍵は「寄郡」がいかなる契機で成立したかの理解にかかっているであろう。

「島津荘が、大隅・薩摩へと拡大したのは、実は、立荘後、一世紀以上を経過して後のことであつた」と、島津荘の一大荘園化したのが立荘から一世紀以上も隔だつたのちのことであることを指摘したのは竹内理三氏であつた。竹内氏は叙上の認識を以下のような事実にもとめている。①建久八年(一一九七)の大隅国凶田帳に、「鳴津御庄領」とするなかに、「新立庄七百十五丁<sup>(五十九カ)</sup> 寄郡七百十五丁八段三丈」とみえ、「建久当時すらこれを新立庄と呼んでいることによつても、同国(大隅国)の島津荘地が比較的新しいことがわかる。」②さらに、同凶田帳に、「鳴津荘」として、

新立庄七百五十丁

深河院百五十余丁

財部院百余丁 謀反人故有道・有平子孫于今知行之、

多禰嶋五百余丁

件三箇所、保延年中以後新庄、不随国務也、

とみえ、そこに「保延年中以後新庄」とみえることである。「保延年中とはA・D・一一三五から一一五一年である」から大隅国の一円(一)寄郡に対する)部分が十二世紀に入って成立したものであることは明瞭である。③また寄郡について、同じく大隅国凶田帳に、

寄郡七百十五丁八段三丈

但、付去仁平三年御庄方検注帳注進之、御庄官等検田入部時、満作年者<sup>(号カ)</sup> 貴居沽田付之、弁済所当物、不作年者、難遂検田、不幾田数、国衙訴也、

とある。右の文言を竹内氏はつぎのように解する。「この寄郡は、仁平三年島津庄検注のときに帳につけて進めたものである。島津庄官等が検田入部の際、満作の年には、沽田(小作田)について所当の官物を国衙に弁済するが、不作の年は検田を行つても、幾らも官物を出さない。よつて屢々国衙から訴えるところである、というのであろう」と。

こう氏は解されたあと、寄郡七百十五丁八段三丈の田積を仁平三年(一一五三)の検注帳によつて確定していることは、「この寄郡の成立がこの程遠からぬ時にあることを示す」という。④以上は、大隅国建久凶田帳からうかがえるものであるが、薩摩国建久凶田帳からは、島津荘内の一円(一)が津久八年(一一九七)の凶田帳作成にほど遠からぬときに成立したことが知られる。まず、薩摩国建久凶田帳にみえる島津荘一円(一)は伊作郡・日置北郷・同南郷に和泉郷を加えたものだけである。そのうち、伊作郡・日置北郷・同南郷はもと寄郡であつたものを文治三年(一一八七)三月に在地領主平重澄が、一円(一)荘領として寄進したものである。⑤このように薩摩国内で島津一円(一)荘であつたところは和泉郡だけということになるが、「此の和泉郡は(中略)肝属兼貞の四男、平季基の外孫四郎行俊の後裔なる和泉氏が下司であつた地であるが、始祖成房の時、和泉庄弁済使及び下司職となつたと云ひ、その成

すでに委曲が尽くされているが、その後、徳重浅吉氏（鎮西島津庄、その成立・増大・住人・並に伝領）、「大谷学報」一〇の四）や『鹿児島県史』がこれを論じている（拙稿「薩隅における荘園制成立の歴史的前提」、『鹿児島県立短期大学地域研究所年報』第一〇号参照）。

- (2) 別符と別名とは同じものといわれているが、建久図田帳では郡・郷・院と並列化しているのは別符であって別名ではない。別名は名として、郡・郷・院・別符の下に記されているのが注意される。

- (3) 大山喬平「国衙領における領主制の形成」（『史林』四三の一、のち『日本中世農村史の研究』所収）。

- (4) (3)の大山論文のほか、坂本賞三「郡郷制の改編と別名制の創設」（『日本王朝国家体制論』第二編第三章）。ここで坂本氏は、別名について、「前期王朝国家体制（○坂本氏によれば十世紀より十一世紀四十年代ごろまで）下の『名』が狭義の公田を中核として編成されていたのに対し、後期王朝国家体制（○十一世紀四十年代より以降）への転換で狭義の公田を中核としない別個の『名』が公認されたことよって出現したものである」とのべている（前同書二七八ページ）。

- (5) 『大分県史料』第一部宇佐八幡宮文書之一』所収。

- (6) 勝山清次「中世的支配体制の形成と諸階層——別名を中心として——」（『日本史研究』一六三号）。

- (7) 「宇佐大鏡」にみえる別符は支配からみてつぎのような三類型がある。(a) 府領としての別符（件虫生別符本者府領也）(b) 私領としての別符（村田別符について「件別符大官司公順之私領也」とある）、この私領として別符は、「国領」でもあった（山香南郷石原別符について「件地樁講師榮賢之私領也、为国領之間、為被免除国役、奉寄宇佐御領、其後為半不輪之神領」とみえる）。(c) 神領としての別符（田原別符について「件別符、（中略）遂開作為半不輪神領之昔、云々」といつている）。

- (8) これは『平安遺文』第四卷一三四五号に、「宇佐大官司下文案」として「宇佐大鏡」の棒書を原文書体にして載っている。

- (9) (6) に同じ。

- (10) (3) に同じ。

- (11) 徳重浅吉氏は、吉田東伍「庄園制度の概要」の見解、「庄田に別符といふ

名目がある。世俗之を国府の別館かなど称するものがあるけれども、実は別符墾田の謂で庄田の中にも、特に別異の符宣を以て賜与聴許せられたる私墾をいふのである。即庄田の一目であって国符と何等の關係もないのである」というのを受けて、「符宣なる詞が甚だ曖昧である」として、これを「大宰府の別符とすべきである」としている（鎮西島津庄、その成立・増大・住人・並に伝領）、「大谷学報」一〇の四）。しかし、別符は大宰府管内だけに成立したものではないから、この見解は誤りというほかはない。

- (12) 『平安遺文』第三卷六六二号。

- (13) 『平安遺文』第三卷八五四号。

- (14) 康和二年二月十九日丹波国司解案（『平安遺文』第四卷一四二六号）。

- (15) (3) に同じ。

- (16) (14) に同じ。

- (17) 天仁二年七月十日丹波国在庁官人解案（『平安遺文』第四卷一七〇七号）。

- (18) 『平安遺文』第二卷四六二号。

- (19) 『平安遺文』第三卷六八一号。

- (20) 『平安遺文』第三卷六八二号。

- (21) (6) に同じ。

- (22) (3) に同じ。

- (23) 海老沢衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態——鎮西島津庄を中心として——」（『民衆史研究』第十五号）。そこで海老沢氏は島津庄の寄郡化について「南九州（特に日向・大隅）では有力な寺社が、浮免によって仏神事用途に宛てた他、別符を立てて、領域の拡大をはかり、時には開発領主の領知権を脅かすこともなり、このような状況で郷の再編成によって生じた『院』が、開発領主層の拠りどころとなり、国司及びそれと結びついた寺社の干渉に対応するため寄郡化が積極的に進められたのである」とのべている。

るといふものである。そこに語られている和泉国内の情況はつぎのようなものである。(A)「抑件庄園其数難多、於数代之処、何致其愁、而前司季定任終、去年之冬遷替介春之比所立加庄園五六箇所、又自本庄園所加寄人三百余人也、公民遺少」<sup>(21)</sup>という状態という。前任国司が任終にあたって庄園を寄せ、寄人を加えるというのである。さらに、「或貧吏好利者、ト便宜構私地、或年民願己者、籠膏腴失公田、即假權勢威、忽諸国郡事」という。官人による私領構成と、平民が權勢家の威をかりて公田を庄園に編入していく動きを伝える。(B)では、「五位以下諸司官人以上多以来住部内、件類眷屬自成悪事、或立寄諸家之莊園、対悍国務、或押奪平民之田畠、構成私領」という。五位以下諸司官人以上のものが諸家の莊園の造立と寄進にあたり、さらには平民の田畠を奪って私領を構成するというのである。この永承五年(一〇五〇)の二度の官符にみえる和泉国の情況は、莊園・私領の増大による公地・公田の危機である。

別符というものは、右にみたような公地・公田の危機的情況のなかで公地・公田の復興を目指して打ち出された土地政策のひとつであったとみるべきであろう。大宰府管内で、十一世紀に入って府官系官人による開発が盛行するに至るのは、この時期に、公地・公田の復興が政治的課題になったことと深い連関がある。十二世紀の大田文<sup>11</sup>・凶田帳において、別符が国衙領にみられ、それが、国衙官人による在庁名として成立しているという事実は、別符成立当初の姿をうかがわせるにたるものであろう。ただ、宇佐宮領などにおいて莊園内に別符が成立しているのは、別符の変化した形態であるのか、それとも、宇佐宮が国衙権を分掌して、公地―公田開発と同じく、莊園―莊田の開発にあたる場合に、別符を立てることを容認された結果であるのかはいまにわかに判断がつかぬ。

さて、そもそも別符とはなにを意味するものか、この判断を留保し

てきたことにたいして私自身の考えをのべねばならない。まず、考えられることは、別符は勝山氏のいうような「別の徴符」<sup>(21)</sup>ないし、「郡・郷に対して別の徴符で官物が賦課される単位所領をさす」<sup>(21)</sup>ものではないだろう。これは、大山氏のいうように、「特別の符宣をもって成立せしめられた特別区域を示す」<sup>(28)</sup>と考えるのが妥当であろう。なぜなら、別符は「別符を立てて開作する所なり」(「宇佐大鏡」柏原別符の項)といひ、徴納よりもまず開発にねらいをもつて名づけられているからである。

別符は開発されて、別符の名をそのまま残すもののほか、名・保・浦等とも呼ばれる所領単位となる。別符が名(みよう)となるのはひとつの徴納単位化したからであろう。保というのは国衙官人の所領と位置づけられたためである。

ところで、大宰府管内の別符を、有力寺社による領域拡大策とみる考えも出されているが、しかしこれは別符のありように即していない。別符は大宰府管内においても、公領の振興策として出されたのが本筋であろう。確かに神社領(莊園)にも別符が立てられているが、少くともそれと並行して公領にも別符は立てられているのである。したがって、大宰府管内で、有力寺社の別符などによる領域拡大策に、その地歩を脅かされた開発領主が、郷の再編成によって生みだされた院を拠点としてそれに対抗したという図式は描くことはできない。

#### 注

(1) 律令行政機構である国―郡―里(郷)の制が平安時代に入って郡・郷並列化するほか、多くの私称郷があらわれてくることはつとに指摘されているところである(松岡久人「郷司の成立について」、「歴史学研究」二一五号)。さらにとくに九州において「院」という呼称が郡・郷と並んで行政機構化し、それぞれ郡・郷・院司が任命されていたことについては、早くは、伊知地季安の「古郡院説」が出され(天保五年―一八三四年)、

請□殊任道理、裁下三田郷并私領別符重行嫡男守頼讓与子細状、

謹案事情、守満臨八九十歳<sup>タリ</sup>因之且所讓与也、公驗相副、為国判申請、注在状言上、以解、

永承三年七月二日 散位藤原守満

如解状、任公驗之理、守頼永以可領知之、判

大介中原朝臣(花押)

ここでは別符とともに三田郷が讓与の対象となっているが、別符は「私領」重行(名)としてあらわれる。天喜五年(一〇五七)三月十日の安芸国高田郡司<sup>(13)</sup>解に、三田郷については「住郷」とするとともに、この三田郷と別符とを「或古河合或荒野<sup>(新カ)</sup>□開、年来住人等領田畠、以見直物、買取券文顯然也」とのべているのから、別符私領重行名の内部構成がうかがい知られる。すなわち、別符重行名は、古河合や荒野を開発したもののほか、住人の領田畠を買得したものとから成り立っていたのである。

「別符」が「名」であり、「別名」に「保」が存在したことは、つとに大山喬平氏が、東寺領丹波国大山荘において「於米光保者、所申請別名也<sup>(14)</sup>」という史料の所在によって指摘したところである<sup>(15)</sup>。ところで、大山荘それ自体が一時大山保と称されたときがある。その契機は、大山荘が免田三町ばかりの地に限局されたときで、荘園領主東寺の上座は、改めて、「一色別符」を申請し、所当官物を寺家に徴納しようとした。一色別符を申請してこれが認可されたときただちに大山保になったのではなく、「而得替之後、以彼時文書等、当任附縁、申請一色保、被免除雜事之許也、此代代国司会釈也<sup>(16)</sup>」といって、一色別符申請後、また改めて一色保を申請したものであった。ところでこの大山保の場合、応徳三年(一〇八六)に荒田開発を申請したが、これをうけた国司は「於去作之外者、所被奉免也<sup>(17)</sup>」で、去作を除くという限定付

きで荒廢田の再開発が認められた。

このように、別符は、①荒野・空閑地 ②「去作」||古作を除く荒廢公田 ③荘田 ④既墾地である買得墾田を内部に含みこんでその上に立てられたのである。しかし、その対象地が①④を含み込んでいたとはいえず、別符は開発をその成立の前提としていたといわなければならない。

別符の成立を直接語る史料はないが、その成立の時期は十一世紀前期に遡ることができよう。十一世紀前期は、公領維持と振興とが国家の大きな政治的課題となってきたときである。この政治的課題の解決にむけて出された少くともひとつの政策が別符であったろう。

別符成立の前提として地方政治の課題が具体的にいかなるものであったかを知る恰好の手がかりは、すでに勝山清次氏によって分析の対象とされた和泉国関係の三つの史料が与えてくれるであろう。

(1)寛弘九年(一〇一二)正月二十二日の和泉国符(案<sup>(18)</sup>)によれば、和泉国では諸郡司にたいし、「大小田堵古作外令発作荒田事」を命じている。それは具体的には、寛弘五年(一〇〇八)以前の荒廢公田はたとえ「大名」の古作と称するものであっても、「小人」の申請により許作させようとするものである。(ただし本名不荒古作においては他名の申請を受けつけないという古作の保護を加えている。)そして古作以外の加作や寛弘五年(一〇〇八)以得の荒田開発にたいしては、田率の雜事と官米五升を免除する特典を与えると、古作の維持と荒廢公田の開発とを推進しようとしたのである。

さらに永承五年(一〇五〇)七月二十一(A<sup>(19)</sup>)・二日(B<sup>(20)</sup>)の両日、和泉国司にたいし太政官符が出されている。(A)ひとつは、寛徳二年(一〇四五)官符にまかせて新立荘園ならびに寄人の停止するということであり(B)他のひとつは、①暴悪不善輩の部内に居住することを停止する、②檢非違使派遣停止し、代わりに国司に追捕勘糺の権限を与え

て、開発が要請される点において、「別名」は開発所領として成立したといえる。」と指摘する。この勝山氏の指摘にしたがえば、前掲、田原別符は第一のケースに属し、別符―別名成立の典型的例といえる。この田原別符の場合、開発申請を受け、これを許可したのは、大宮司である。これは、田原別符の当該地が宇佐宮の神領地であったためであるとしなければならない<sup>(7)</sup>。別符の許認可は本来、国衙のもつ権限であったろう。

日向国宮崎郡柏原別符について、「件別符者、以浮田庄四至内荒野、立別符所開作也、彼子細社家下文云」としてつぎの大宮司下文<sup>(8)</sup>を引いている。

下 浮田庄司

可早任先日下知并検田使等注文旨、為別符字柏原牟田事

四至東限寺崎 柏原中尾崎 南限高牟田中尾 西限山峯 北限海

右、件牟田以先日紀弘任可開發之由、依申請、検田所可裁宛之由下知先畢、隨即所注申四至仟佰也、仍為別符可開作之状、如件、

嘉保二年五月一日

大宮司宇佐宿禰

在判

これによって、別符が、荘園内にも成立していることがわかるが、検田所―検田使の注文があつて、しかるのちに開発許可が出されるのが注意される。

ところで、大宰府管内国の荘田と別符との相違はつぎのようなかたちをとっている。

日向国臼杵荘において、「件庄田者、国司菅原朝臣義資任、治暦二年封民廿人之代、臼杵郡内北郷荒野差四至、進宮立券之間、所開作也」と、荘田も開発にもとづくとし、その点、別符と同じ形態をとるのにたいし、別符の場合は、同じく日向国岡富別符について、「件別符以本庄之四至内荒野立別符、令開發欵」といい、別符は、荘園四至内の

荒野の開発について成立しているのである。このことは別符が荘園―荘園に従の位置にあり、まず、荘園―荘田が成立し、この四至内に立てられたのが荘園内別符であったことがわかる。

また、別符は、「虫生別符本者府領也」といい、「府領」の場合があり、豊前国宇佐郡高家・辛嶋両郷内平田別符について、「件別符者本荒野也、而大宮司公通祢開發之私領也」といって「私領」である場合がある。「府領」虫生別符の場合、領主は府貫首道信でそれは道信の嫡子に譲与され、嫡子貫首道時は、さらに女子三人に分譲している。「私領」の場合、相続・譲与・売買の対象となっていることはいうまでもないということは、「府領」にせよ、「私領」にせよ別符の地は開発者である領主の私的財産として相続・譲与の対象となつたことがわかる。

ところで、別符の成立の場について、大山喬平氏は、国衙領であるとしたのにたいし勝山氏は(一)荒野・空閑地(二)古作を除く荒廢公田や荘園に別名―別符が成立したとした。大宰府管内の別符をみていくとき、勝山氏の見解は首肯されるのである。

しかして、勝山氏は別符を「本来は別の徴符を意味したはずであるが、徴符を別にすること、郡・郷に対して別の徴符で官物が賦課される国内の単位所領をさすようになったと考えられる」とした。他方、大山氏は、「別符が特別の符宣をもって成立せしめられた特別区域を示す」とする。別符は別の徴符の意か、特別の符宣の意であるか、それとも他に考えられるかについて論ずる前に、別符がいかなる段階にいかなる政策的意図をもって行なわれるようになったかを考える必要がある。別符が開発との関連を深くしている事実<sup>(9)</sup>は、その自然成立をまず否定する。

別符の初史料は永承三年(一〇四八)七月二日の安芸国高田郡司解<sup>(10)</sup>にみえるものである。

高田郡司散位藤原守満解申請国裁事

(9) 建曆三年四月日僧智恵申状(『旧記雜録』前編一、第三卷二一九号)。そこに基づきのようにみえる。「所以御庄建立主平大監季基朝臣之御子息平五大夫兼輔朝臣之時、從大宰符奉呼越竹林房給<sup>(テ)</sup>、所渡与給園也」と。そのほか、平季基について竹内理三氏が紹介された「小右記」の二つの事例は興味深い。それは(a)ひとつは平季基と大隅守との相論(「小右記」長元三年(一〇三〇)九月五日条)と、(b)いまひとつはつぎの記事とである。「季基進雜物<sup>唐錦一疋、唐綾二疋、絹二百疋、</sup>綵<sup>緞色革百枚、紫革五十枚、</sup>紫革五十枚」(「小右記」長元四年(一〇三二)正月十三日条)(竹内理三「薩摩の莊園—寄郡について—」、『史淵』七五輯参照)。

(10) 『鹿児島県史』に、「島津の地は日向国諸県郡にあつて、島津駅を置かれた処で、今の日向の都城附近を指し、郡元の地が本庄のあつた処と考へられて居る。平季基は其の後、三侯院を領し、其の隠棲の地箸野と云ふ所も今に伝へ、神柱神社も明治六年までは梅北村益貫に鎮座し、常樂寺の跡は都城の東北横市に残つて居る。此等から考へると建久凶田帳に日向島津庄一田庄とある三侯院七百町、島津院三百町は勿論、北郷三百町、中郷百八十町、南中郷二百町等も、最初から、或は去る事遠からざる時代に、此の庄園に含まれたかと思はれるのである」とのべている(同書卷一第三編二一九—二二〇ページ)。

(11) 『大分県史料』第一部 宇佐八幡宮文書之一 所収。

(12) 承徳三年九月二十二日大宰府庁定文(『平安遺文』第四卷一四〇八号)。

(13) 永承七年六月八日大宰府符案(『平安遺文』第一〇卷四九二—四九三二号、石清水文書宮寺縁寺抄)。

## (2) 別符と名

建久八年(一一九七)六月の薩摩国凶田帳(写)をみると、郡・郷・院・莊<sup>(1)</sup>とならんで「別府」がひとつの単位所領をなしていることがわかる。とくに大宰府管内において、この別符がとくに重要な位置を示していたことは、いまに九州各地に「ベツプ」・「ビュウ」の地名を残していることによつてもうかがい知られる。ここでは別符は、平安時代末期、十一・二世紀の開発とのかかわりあいが深いと推測されるの

で、改めて、別符に注目してみたい。

別符をイコール別名のこととし、これを、平安末期の国衙領において、旧来の徴税領域である「郷」が解体して成立をみたのが「別名」であるとし、「さらにこれは、国衙の各構成員達が、平安末期にそれぞれの職掌に従つて国衙の体制を交換させつつ旧来の郷を分割し、数多くの在庁別名を成立させたことによつて、国衙領そのものが体制的に封建的構成への一定度の傾斜をとげるきっかけともなったものである」としたのは大山喬平氏である。ここにおいて、別符は国衙領を封建的構成へ転換させる積杵の役割を果たしたと高く評価されている。

しかし、別符にたいする従来の研究は大田文<sup>(4)</sup>凶田帳によつて遡源的になされてきたと思う。ここではできるだけ別符の成立過程に即して検討してみたい。

ところで大宰府管内国における別符の成立過程をうかがわせる好個の史料は、「八幡宇佐宮御領大鏡」<sup>(5)</sup>である(以下「宇佐大鏡」と略す)。

「宇佐大鏡」によれば豊後国田原別符についてつぎのようにいう。

田原別符、田数五十九丁七反卅代<sup>(30)</sup> 保元三年檢注定

件別符、以天喜五年三月 日、紀季兼差四至可開發領掌之由、

申請之間、大宮司公則外題判云、如申請者、為荒野之地者、早

開發、迄于子孫可領掌者、(以下略)

右によれば田原別符は紀季兼の天喜五年(一〇五七)三月の開發申請にもとづいている。

勝山清次氏は別符—別名の成立のケースとして、つぎの三つをあげている。<sup>(6)</sup>①荒田・荒野・空閑地の開發申請による場合。②買得あるいは寄進された私領をもとにして、「別名」を申請する場合。③国守が所定の荒田・荒野を指定して、「別名」を認可する場合。これら三つのケースにおいて共通するものとして勝山氏は「別名」建立を契機とし

な積極的になされた形跡がある。「八幡宇佐宮御神領大鏡」<sup>(11)</sup>によれば、豊後国日田郡三尾田(由布田<sup>カ</sup>)・竹田村・田嶋別府・今泉・石井別符の五カ所荒野空閑地は、長元九年(一〇三六)二月二十八日に大宰府権檢非違使早部為行が随近刀禰大領大藏・大介紀朝臣の証判を申請して開発したものである。また筑前国御笠東郷府中余部村田ならびに在家島地等は、大監御春幸重が本領主であるし、さらにまた肥前国小城郡西東ならびに伴部郷は大監泰時広が本領主である。

承徳三年(一〇九九)九月の大宰府庁定文<sup>(12)</sup>につきのようである。

庁

定造觀世音寺五重塔行事

一層 筑前国 大隅国

大監秦宿禰則重 監代伴朝臣政忠

二層 肥後国 豊後国

大監紀朝臣資方 監代上毛野永俊

三層 筑後国 日向国 豊前国

大監紀朝臣有頼 監代惟宗為兼 少典橘信貞

四層 肥前国 薩摩国

大監代秦宿禰重宗 監代藏朝臣兼孝 監代安部經安

五層 寺家

大監大藏朝臣種輔 監代秦宿禰倫定

右、所定如件、

承徳三年九月廿二日<sup>(21)</sup>

権中納言兼都督大江朝臣<sup>(匡房)</sup>在御判

右によれば觀世音寺五重塔の造立行事を大宰府は管内国ならびに寺家に各層の造営を分担させているが、そこに、責任を負わされているのはいずれも府官であることに注目すべきであろう。他方、永承七年(一一〇五)六月に、大宰府は管内国のすべてにたいし、法眼和尚清成の惣

檢校職任命を告げているが、このことは、大宰府律令行政機構が十一世紀にもまがりなりにも存続していることを語るとともに、経済的には、大宰府管内諸国はそこに進出した府官系の官人によって掌握されるにいたったとみるべきであろう。そして府官系官人が経済的実力を身につけたのは、かれらによって開発が推進されたことに根ざしていたというべきであろう。

大宰府管内国には十二世紀までに、莊園のほか<sup>みまう</sup>に別符と名とが多く成立しているのが注目されるが、この別符と名の成立は、十一世紀の府官系官人達の開発の結果とみることができであろう。改めて、別符と名の成立事情を探ってみよう。

## 注

(1) 『続日本後紀』承和九年八月丙子条。

(2) 『類聚三代格』卷八、調庸事。

(3) (1)に同じ。

(4) 郡山良光「寄郡制成立の社会的背景」(鹿兒島短期大学「研究紀要」創刊号、一九六七年)

(5) 永延元年十二月九日筑前国宮崎宮塔院牒(『平安遺文』第二卷三二八号)。

(6) 天慶三年五月六日筑前国觀世音寺牒案(『平安遺文』第一卷二五〇号)。

(7) 正応四年島津莊官等申状(『旧記雜録』前編一、第九卷八九三号)。そこにつきのよう<sup>(22)</sup>にみえる。「嶋津本庄者、万寿年中以無主荒野之地、令開発、庄号令寄進、宇治関白以降、長元年中、奉崇伊勢大神宮<sup>依神告号</sup>、宇佐八幡已下五社為鎮守、令建立七堂伽藍、称其題額於常樂寺、此外諸山御願寺其数惟多、仍公町<sup>(田カ)</sup>五六者、被宛行供料免田天長地久之御願薰修畢、旧靈驗弥新、安置本尊者無雙靈仏、擬有世上子細之時者、自身流汗、示奇特之瑞相事、自昔于今無退転、御祈禱之次第、具于年中行事、庄号以後二百余歳者、彼寺社造営之外全無余事之処」と。

(8) (7)に同じ。

四日、辺要之地、為有警虞、延曆年中、特立制文、不許開田、而此年頗有墾開之事、望請、依延曆三年四月二六日符、一從停止、許之、

右によれば、とくに制文を立てて、開田を許さずとしたにもかかわらず、「比年頗る墾開の事あり」と、開墾が盛んに行なわれていたのである。この開墾の推進は、禁制文に反して行なわれており、その推進者は調庸物を代輸し、交易物の直を立換える富豪浪人こそその役割を担うものにふさわしいであろう。

このように、禁制に反して開墾が行なわれたというところに九世紀段階の特色がある。この点は、十一世紀に特色的にあらわれる府官系官人による開墾とは対照的である。九世紀の開墾禁制から十一世紀の開墾奨励―府官系官人自らの積極的開墾への転換がいかに行なわれたかの疑問を解く鍵は、十世紀にあるが、この十世紀の大宰府管内国における開墾のありようを語る史料をいまのところ私は知らない。ただ、十世紀が大宰府管内行政の重大な転換期であったことはすでに先学の説くところである。郡山良光氏は、主に薩摩国における転換期の十世紀についてつぎのように指摘する。<sup>(4)</sup>

十世紀は全国的に律令体制の転換期とされているが、薩摩においても在地支配層の勢力分野に大きな変化があったことが考えられる。国造的郡司層は府官系郡司層と交替することによって多くは没落しその系譜を残していない。(中略)特に大宰府管内が府官系国司や郡司の権益の対象と考えられるようになるると在地勢力にも大きな変動がみられるのではなからうか。

郡山氏の右の所見は多分に推論にもとづいているが、つぎの「奸偽為宗」す郡司の動向は、大宰府行政の核をなすものが確実に変貌を遂げていることを示すものであろう。永延元年(九八七)十二月、大宰府は、筑前国宮崎官塔院の請いに任せ、同院所領夜須郡鱸野莊十六区

一里の官物雑事を以前のごとく勘免している。<sup>(5)</sup>それによればつぎのようである。「右件庄立之後、経而余年、四至之内公田不交、国郡使等專無入檢、而郡司奸偽為宗、構申虚言、籠入公田云々」と。ここに「奸偽為宗」すところの郡司が、新たに台頭した府官系郡司であるかどうかはわからないが伝統的支配にひとつの転換期がきていることは判明する。

また、十世紀の大宰府管内国では、田刀の進出がみられ、田刀による預作経営が展開している。たとえば、天慶三年(九四〇)五月の筑前国観世音寺は同国穂浪郡高田莊田の田調物および預人らの臨時雑役の裁免を筑前国衙に請うている。<sup>(6)</sup>そこで、「寺家領掌件田、尋有縁田刀、仰可預作之田、而相憚<sup>(7)</sup>役繁多、无有預領之人、因茲田地<sup>(8)</sup>別是利ら十人の臨時雑役の免除をこうているのである。ここには、「田の調物」と、調が田地を対象として課せられていることなど律令賦課体系の改変が図られていることともに、莊田には田刀が進出し、新たな莊田経営の方式として、田刀による預作経営がとられ始めているのである。十世紀は、在地の経営のありように大きな転換が起っていたのである。

ところで、十一世紀に入ると、府官系官人による開墾が盛行する。島津莊の起源は、万寿年間(一〇二四―一〇二七)に、大宰大監平季基が、無主の荒野の地を開墾し、「庄号令寄進宇治閼白家」<sup>(9)</sup>めたのに始まるとされる。これは正応元年(一二八八)の島津莊官等申状と、建曆三年(一二一三)の僧智恵申状<sup>(10)</sup>などによっている。その開墾当初の地は日向国諸県郡の島津の地であったと指摘されている。

十一世紀における大宰大監平季基の開墾というのは平季基の孤立した単独的行動ではなく、十一世紀の開墾は府官系官人によって意識的

なお、寄郡の特質である半輸制について、それも島津荘の寄郡の半輸について論じたものに、舟越康寿「莊園に於ける不輸権成立の一過程―半輸性について」(上)(下)〔経済史研究〕二九の五・六)がある。

## 一 大宰府管内国の開発と島津荘の成立

### (1) 九〇―十一世紀の開発

大宰大式從四位上藤原衛は承和九年(八四二)八月、四ヶ条の起請をして<sup>(1)</sup>いるが、その第二条につきのようにいう。

交替終了、未得解由五位之徒、寄事格旨、留住管内、常妨農商、  
侵漁百姓、巧為奸利之課、未覩填納之物、

ここに大宰府管内国の「五位之徒」〓大・中国の国守級の官人が格で解由状を未受領の場合は管内留住ときめられていたのを楯にとつて管内留住を図り、「常に農商を妨げ、百姓を侵漁し、巧みに<sup>(奸)</sup>利の謀をなす」というのである。それは具体的に<sup>(奸)</sup>につきのようにあらわれる。『続日本後紀』承和九年(八四二)八月二十九日条に、

大宰府言、豊後国言、前介正六位上中井王私宅在日田郡、及私営田在諸郡、任意打損郡司百姓、因茲吏民騒動、未遑安心、又本自浮宕筑後肥後等国、威陵百姓、妨農奪業、為蠹良深、中井尚欲入部徵旧年未進、兼徵私物、而調庸未進之代、便上私物、倍取其利、とある。豊後国前介正六位上中井王の場合は日田郡に根拠地を置く私営田領主であり、かれは、筑後・肥後等国まで浮逃しては、百姓を威陵し、農を妨げ業を奪う<sup>(2)</sup>、という行為をなし、さらに、豊後国に再び入部せんとして、旧年の未進を徴し、兼て私物を徴す<sup>(3)</sup>、というのである。さらに調庸未進の代に私物を出して、そのかわり倍の利をとる行為をしたと報じている。つまり中井王は一面では私営田領主であるとともに一所に常住しない富豪浪人としての性格をあわせもっていた。

九世紀半ばになると、調庸物の粗悪・違期未進が政治問題化し、さらに班田収授制そのもののゆきづまりが深刻化していた。それはつまりところ中央・地方を含む律令財政のゆきづまりをもたらしていたといえる。この中央・地方財政のゆきづまりが、大宰府管内では、「未解由五位之徒」の私営田領主化、富豪浪人化を誘発したといえるであろう。私営田というのは、律令地方財政のゆきづまりの再建策としてとられた公営田にたいする言葉で、民間における独自の営田方式であるが、その経営方式は私出挙によって結ばれた農民の借耕を基本にしていた。この私営田領主が反面、富豪浪人としての性格をもっていたことは中井王が「本自浮<sup>(4)</sup>、宕筑後肥後等国、威<sup>(5)</sup>陵百姓、妨<sup>(6)</sup>農奪<sup>(7)</sup>業」という動きをしたことにもあらわれている。公民身分離脱を意味する浮逃(宕)は八世紀末になって顕著になってきたが、この浮逃は弱小班田農民ならず、豊後国前介中井王のごとき身分のものにも「本自浮宕筑後肥後等国」というかたちでとられていたのである。貞観十三年(八七一)八月十日官符<sup>(8)</sup>に、大宰府管内の動きとして、「管内浮浪之輩、或属府司上交易之直、或略国宰輪調庸之物、貢非土民營設之実、利帰浮手<sup>(9)</sup>、偽之徒、濫穢所以難遏、兪惡由其<sup>(10)</sup>倍」とみえる。ここにも大宰府管内の「浮浪之輩」が「府国に属して交易の直をたてまつり、或は国宰に賂いして調庸の物を輸す」と交易物の直の立換えや調庸物代輸する浮浪人の存在を伝えている。その結果は、『三代実録』貞観十五年(八七三)十二月十七日条みえるような、「死亡口分、散入富豪」というかたちを将来した。

ところで、右のような富豪浪人の活動が活発化する一方、大宰府管内では「比年頗有墾開之事<sup>(11)</sup>」と開墾―開発の盛行がみられたのである。

それはさきにも掲げた、大宰大式從四位上藤原衛の起請文の中にみえる(『続日本後紀』卷十二、承和九年八月十五日条)。

時吉	一〇・七・〇
薩摩郡	六九・〇・〇
時吉	一八・〇・〇
永利	一一・〇・〇
吉永	一四・〇・〇
大同丸	一四・〇・〇
※(都浦)	(一〇・〇・〇) ※(二、一八七・八・〇)
宮里郷	六一・五・〇
入来院	七五・〇・〇
祁答院	一一・〇・〇
牛屎院	三六・〇・〇
山門院	一七五・六・〇
莫禰院	四〇・〇・〇
甌島	四〇・〇・〇
智覧院	三〇・三・〇
穎娃郡	三四・〇・〇
揖宿院	三七・七・〇
給黎院	四〇・〇・〇
谷山郡	一八二・〇・〇
鹿嶋郡	一九七・〇・〇
伊集院	
※(野田)	(六・〇・〇)
※(大田)	(一五・〇・〇)
※(寺脇)	(八・〇・〇)
総計	三、四〇五・〇・〇
一円荘(領)	四、六六三・一・三
寄郡	四、七二〇・六・三
	八、〇六八・一・三
	※(八、一二五・六・三)

〔補注〕(1) ※は「嶋津御庄論」田およびその田数。総計はそれを加えた数。  
 (2) 薩摩国の寄郡の認定は問題があり、これを学問的に処理した海老沢衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態―鎮西島津荘を中心として

鎮西島津荘の成立と展開(奥野)

―(「民衆史研究」第十五号)論文に依拠した。  
 (3) 丈というのは、1丈 $\parallel$ 10代で1段の $\frac{1}{2}$ をあらわす。  
 (4) 薩隅日の総田数は建久凶田帳によれば一、五〇九一町であるから島津荘だけでその半ばを超えている。

島津荘の特色は、①「寄郡」を一円荘(領)のほかに加えていること、②「荘園の中に「荘」を含んでいること(例えば日向国の「吉田庄三十丁」などであるが、とくに②の「寄郡」は他の荘園にはみえないものである)しかし、すでに先学も注意しているごとく、日向国では八条院(領)国富荘が一円荘一、三八二町、寄郡一二〇町より成り立っている(日向国建久凶田帳)。また、大隅正八幡宮領は不輸と応輸とに別れ(大隅国建久凶田帳)ていること、さらにまた寄郡とはないが寄郡は半輸の地であることを念頭に置くと、豊前国凶田帳写(『鎌倉遺文』第二卷九二五号)に「半不輸領百六十町」とあることは、それぞれ寄郡との関係深いことを思わせる。

(3) 因みに、建久凶田帳によれば島津荘以外にも、大隅正八幡宮領が大隅・薩摩の両国にわたって計二、三二一町三段小、宇佐宮領が日向国一、九一三町、また八条女院領日向国富荘が一、五〇二町等と存在している。  
 (4) これまでの島津荘の成立過程ないし寄郡を考察した論文名を一括掲げておく。

1. 徳重浅吉「鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に伝領」(「大谷学報」一〇の四)のち「日本文化史の研究」所収。
2. 「鹿児島県史」第一卷第三編第八・九章、第四編第一・二章。
3. 竹内理三「薩摩の荘園―寄郡について―」(「史淵」七五輯)。
4. 工藤敬二「鎮西島津庄の寄郡について」(京都大学読史会創立五十年記念『国史論集』所収、のち『九州庄園の研究』所収)。
5. 郡山良光「寄郡制成立の社会的背景」(鹿児島短期大学「研究紀要」創刊号)。
6. 鈴木国弘「鎮西島津庄寄郡の歴史的位置―「国衙直領」研究序説―」(「史林」五三の三)。
7. 海老沢衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態―鎮西島津荘を中心として」(「民衆史研究」第十五号)。

〔一円荘〕

北郷	三〇〇・〇〇
中郷	一〇八・〇〇
南中郷	二〇〇・〇〇
救二郷	一六〇・〇〇
財部郷	一五〇・〇〇
三俣院	七〇〇・〇〇
嶋津破	三〇〇・〇〇
〔吉田庄〕	三〇〇・〇〇

計二、〇二〇・〇〇  
(町)段(丈)

〔寄郡〕

新名	五〇・〇〇
浮目	七〇・〇〇
伊富形	一五〇・〇〇
大貫	一二〇・〇〇
新納院	一二〇・〇〇
宮頸	三〇〇・〇〇
穆佐院	三〇〇・〇〇
飯肥比郷	四〇〇・〇〇
同南郷	一〇〇・〇〇
櫛間院	三〇〇・〇〇
救二院	九〇・〇〇
真幸院	三二〇・〇〇

計一、八一七・〇〇

○大隅国  
〔新立荘〕

深河院	一五〇・〇〇
財部院	一〇〇・〇〇
多禰嶋	五〇〇・〇〇

計七五〇・〇〇

〔寄郡〕

横河院	三九・五二
菱苺院	一三八・一〇
串良院	九〇・三二

○薩摩国

〔一円領〕

鹿屋院	八五・九〇
肝付郡	一三〇・二三
禰寝北俣	四〇・五三
下大隅郡	九五・九〇
始良西俣	二四・六二
小河院内百引付	一三〇・四〇
同永利	一二・六四
曾野郡永利	二三・三三
筒羽野	四八・五一

計七一五・八三

伊作郡	二〇〇・〇〇
日置北郷	七〇・〇〇
同南郷内外小	一五〇・〇〇
和泉郡	三五〇・〇〇

計六三五・〇〇

〔寄郡〕

市来院	一五〇・〇〇
満家院	一三〇・五〇
河辺郡	二一〇・〇〇
高城郡	三六〇・〇〇
若吉	一八〇・〇〇
時吉	二〇〇・〇〇
得末	一九〇・〇〇
吉枝	三五・五〇
武光	一〇〇・〇〇
三郎丸	(二五・〇〇)
※(草道万得)	(三・五〇)
※(大河)	(三・五〇)
東郷別府	七〇・〇〇
吉枝	七〇・〇〇
若吉	七〇・〇〇

# 鎮西島津荘の成立と展開

——寄郡制の再検討——

奥野 中彦

## 問題の所在

荘園制の形成過程については、まだ考えておかなければならないことがらが多い。例を撰関家領島津荘にとろう。この荘園は、建久凶田帳<sup>(1)</sup>によれば、薩隅日にまたがって総計八、〇六八町一段三丈(内一円莊三、四〇五町、寄郡四、六六三町一段三丈、ただし論争田寄郡五七町五反を加えると、総計八、一二五町六段三丈となる)という一大荘園であつた<sup>(2)(3)</sup>。このような荘園の形成は、公領の広汎な私領化と、それに照応して強大な領主制が成立し、かかる領主制をつくりあげた領主層はその領知権の確保と拡充とを図って、その私領を寄進し、「寄郡」化したことよってなされたとかかれている。ここにすでに問題がかくされている。「寄郡」というのを在地領主層の私領の寄進行為と考える考え方がそれである。寄郡の読みについても「ヨリゴオリ」とするもの、「ヨセゴオリ」とするもの差があるが、寄郡を在地領主層が郷・院を私領化し、これを寄進する行為を指すという認識では一致している。しかし寄郡とはそう認識してよいものであろうか。

荘園の展開は、律令財政の破綻と相即していた。これを所有関係からみれば、寺社、貴族による私的所有・私的収取組織の定立化過程であつた。つまり荘園制は、なによりもまず国家的共同所有にもとづく律令国家の財政がゆきづまり、寺社・貴族がその存続を堵して追求し

ていったものであつた。しかし国家が、この経済組織における私的所有、私的収取組織を容認するまでには、政治組織を含めて解決しなければならぬ課題が多かつた。とくに、律令国家組織における中間的支配層である中・下級官人||国司層・郡司層においては、官僚機構や地方行政機構さらには公領とのつながりをもつことがその存立の必須の要件で、それ故、寺社・貴族におけるような私的所有の追求をストリートに行ないえなかつた。

しかし、私的所有、就中、不動産私有の展開は大勢を占めるに至り、それにともなつて、律令国家機構は随所に破綻をきたしていった。ここに、撰関政治から院政へという変則的政治形態が出現する。それは財政の上では、律令財政に見切りをつけて、不動産所有にもとづく荘園経済に依存するに至るのである。こうして体制的に出現してくるのが荘園制なのである。つまり、荘園制は律令財政に代わる国家的収取機構として形成をみたところにその本質がある。そのことは、荘園制の理解には、私的所有を国家的に編成していく側面を見逃してはならないことを語っている。薩摩・大隅・日向南部の地に展開していった大荘園である島津荘の成立と展開<sup>(4)</sup>とに問題を置き換えた場合、いかにみることができであろうか。

## 注

- (1) ここで建久凶田帳というのは、建久八年(一一九七)六月になるつぎの三つの凶田帳の総称として用いている。a)日向国凶田帳写(『鎌倉遺文』第二卷九二二号) b)薩摩国凶田帳写(『鎌倉遺文』第二卷九二三号) c)大隅国凶田帳写(『鎌倉遺文』第二卷九二四号)がそれで、以後、本稿では凶田帳を区別する場合には、a)日向国建久凶田帳 b)薩摩国建久凶田帳 c)大隅国建久凶田帳と略す。

(2) 建久凶田帳における島津荘の田積つぎの通り。

○日向国